

緊急輸送道路ネットワーク計画の改定について

○緊急輸送道路ネットワーク計画

- ・災害直後からの避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線（緊急輸送道路）のネットワーク計画で、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられるもの。
- ・1996年5月建設省通知において、協議会を設けて策定するものとされており、本県では、中部地方整備局、県等の道路管理者及び防災部局、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる「愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」により1996年11月に初版を策定、その後7回改定。

緊急輸送道路の区分

第1次	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次	その他の道路

○改定の概要

- ・2024年2月15日に愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を開催し、緊急輸送道路ネットワーク計画を改定。

①第1次及び第2次緊急輸送道路の改定

新規バイパス完成等に伴う見直し。

②第3次緊急輸送道路を新たに指定

第1次及び第2次緊急輸送道路から重要な防災拠点までの区間を指定。

愛知県緊急輸送道路ネットワーク延長

（単位：km）

区 分	改定前	改定後	増 減
第1次	1,328.0	1,352.5	+24.5
第2次	1,528.3	1,507.3	-21.0
第3次	—	176.7	+176.7
合 計	2,856.3	3,036.4*	+180.1*

※四捨五入による端数処理のため合計値が一致しない。

①第1次及び第2次緊急輸送道路の改定

新規バイパスの完成等に伴う見直し

【第1次及び第2次緊急輸送道路の改定例】

- ・(主)瀬戸設楽線のバイパス供用に伴う指定及び従来指定区間の指定廃止



②第3次緊急輸送道路を新たに指定

第1次又は第2次緊急輸送道路から、人命救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点*までの区間（ラストマイル）を、第3次緊急輸送道路として新規指定

※人命救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点

- ・国、県、市区町村、自衛隊、警察、消防、港湾組合、有料道路事業者等の、緊急車両を有する行政機関
- ・愛知県広域受援計画に定められた災害拠点病院（藤田医科大学病院、豊橋市民病院等）、地域内輸送拠点（豊田スタジアム、刈谷市総合運動公園等）等

【第3次緊急輸送道路の指定例】

